

事務連絡  
令和2年9月17日

各地方厚生局 御中  
各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院への  
実地調査等の取扱いについて

臨床研修病院への実地調査等については、「臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」（令和2年3月27日付け医政医発0327第1号）（以下、「実地調査実施要綱」という。）により、ご対応いただいているところである。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の入院患者の数が減少したことで、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たすことができなくなることが考えられ、また予定されている実地調査の実施が困難になることが想定されることから、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見もふまえ、下記のとおりのお取り扱いとしたため、貴局管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

1 臨床研修病院の指定継続について

令和元年度までに一度も2年連続で入院患者の数が3,000人未満となったことがない臨床研修病院については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者の数が減少したことで、実地調査実施要綱の2の1)または3)に該当する場合であっても、実地調査を行わずに指定を継続できることとする。また、実地調査を行い、適切な指導體制等を確認する必要がある場合でも、対面による調査を簡略化し、書面やインターネット等を活用した調査等を併せて実施することで、評価を行うことも可能である。なお、新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れたことにより、入院患者の数が減少した臨床研修病院については、評価にあたり特段の配慮を行うこと。

2 臨床研修病院の新規指定について

新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者の数が減少したことで、実地調

査実施要綱の2の2)に該当する場合は、従前のおり、実地調査を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、入院患者の数が2,700人に満たない場合は、従前のおり、臨床研修病院の新規指定を認めないこと。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成14年厚生労働省令第158号）等の規定に基づく臨床研修病院に対する訪問調査の取扱いについては、平成24年3月29日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと等に伴い、別添のとおりその一部を改正し、令和2年4月1日より適用することとしたので、その旨周知する。

については、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

実地調査は、別添「臨床研修病院の実地調査実施要綱」に基づき都道府県が実施する。

なお、都道府県知事は、新たに臨床研修病院を指定、取消又は指定を継続しようとするとき、あらかじめ、都道府県地域医療対策協議会の意見を聴くこととする。

## 臨床研修病院の実地調査実施要綱

### 1 目的

この要綱は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修省令」という。）第17条第2項に規定する都道府県知事が行う実地調査を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

都道府県知事は、臨床研修制度の適正な実施を図るため、本要綱に基づき、臨床研修病院が適正な指導体制等を有し、かつ、臨床研修省令第2条に規定する基本理念に沿った研修を行っているか否かについて、実地に調査するものとする。

### 2 調査対象

- 1) 医師法第16条第2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第105号）附則第2項に規定する基幹型臨床研修病院のうち、施行通知第2の5（1）エの基準に2年以上にわたり適合せず、かつ、研修医が在籍している病院
- 2) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、施行通知第2の5（1）エの基準を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、施行通知第3の2（2）により、別紙1の様式に基づいて申込みを行った病院  
ただし、協力型臨床研修病院として、申込みを行った年度に研修医を受け入れている又は当該年度以降に受け入れを予定している病院に限ることとし、また、過去に当該実地調査により指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。
- 3) 災害等やむを得ない理由により、施行通知第2の5（1）エの基準に2年以上にわたり適合しない基幹型臨床研修病院のうち、年間入院患者数が2,700人以上であって、かつ、研修医が在籍している病院
- 4) 災害等やむを得ない理由が無いにもかかわらず、書面調査の結果、施行通知第2の5（1）の指定基準（ただし、エを除く。）に2年以上にわたり適合しないものと疑いのある基幹型臨床研修病院のうち、調査の必要を認め、かつ、研修医が在籍している病院
- 5) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、指定申請書等を審査の結果、調査の必要を認める病院

ただし、過去に当該実地調査により指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。

- 6) 臨床研修の実施にあたり、特に必要があると認める場合（管内臨床研修病院が抱える懸案事項、臨床研修省令第6条に規定する指定基準の遵守状況等の確認を含む。）
- 7) 上記により実地調査を実施した結果、指定を継続又は新たに指定された病院

### 3 調査の実施主体

都道府県（ただし、「2 調査対象」の6）の病院については、当該病院の同意のもと厚生労働省も実施可能）

### 4 調査時期

- 1) 「2 調査対象」の1）、3）及び4）の病院  
施行通知第2の5（1）の基準を満たさなくなった年度の翌年度以降
- 2) 「2 調査対象」の2）及び5）の病院  
施行通知第3の2（2）の申込書又は指定申請書の提出後、適宜実施
- 3) 「2 調査対象」の6）の病院  
都道府県が実施主体の場合は、調査の必要性を認めた後、速やかに実施  
厚生労働省が実施主体の場合は、調査の必要性を認めた後、臨床研修病院の同意の上、適宜実施
- 4) 「2 調査対象」の7）の病院  
本調査により新たに基幹型臨床研修病院に指定された場合は、原則として指定後2年以内に実施  
前回調査により指定を継続された病院であって、再度調査を行う必要性を認める場合は、前回の調査から原則として2年以内に実施（ただし、「2 調査対象」の1）の病院に対して調査を行い、後述する「6 調査項目、評価基準等」の4）の総合評価が「A」とされた病院が、再度調査の必要性を認める場合は、原則として4年以内に実施しても差し支えない。）

### 5 調査の視点

「6 調査項目、評価基準等」に規定する1）外形基準については、施行通知第2の5（1）及び（2）の指定基準の適合状況を実地に確認するとともに、基幹型臨床研修病院については、次に掲げる1）及び2）を通じて、臨床研修の基本理念に相応しく、研修医及び研修プログラムについての全体的な管理・責任を有する臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施する。

## 1) 臨床研修病院の指導・管理体制に関する事項

- ① 研修を行うのに十分な症例や研修にふさわしい環境が整備されているか
- ② 研修医の診療内容や説明について、指導医等から適切な助言・指導が行われているか
- ③ 研修が組織的・計画的に行われ、管理体制が適切に確立されているか

## 2) 研修医の基本的診療能力に関する事項

(「2 調査対象」の2)の病院にあつては、主に、申込みを行った年度に当該病院において、協力型臨床研修病院として研修を担当している診療分野について調査を行う。)

- ① 患者・家族や他の医療従事者と十分なコミュニケーションをとり、良好な関係を築いているか
- ② 患者の問題を把握し、検査や治療の計画の全体像を把握して診療にあたり、臨床上の疑問を解決するための自己学習の習慣が身についているか

# 6 調査項目、評価基準等

## 1) 外形基準

施行通知第2の5(1)及び(2)に規定する臨床研修病院の指定の基準に適合することを証する書類等により確認

## 2) 研修医の診療経験

研修医に対して次の項目のアンケートを実施(別紙2)

(「2 調査対象」の2)の病院の研修医については、別紙2の3及び4のみの回答とする。)

- ① 基本的な臨床検査・手技について自ら実施することや結果を解釈することの自己評価
- ② 経験症例数
- ③ 診療科別の研修施設の状況や研修期間
- ④ その他

## 3) 研修医の基本的診療能力

研修医が担当した症例についての主訴、現病歴などの経過概要のプレゼンテーションや研修医へのインタビューにより、次に掲げる項目を確認(別紙3)

(研修医の基本的診療能力を調査するにあつては、当該研修病院での研修において、どのような指導によって基本的診療能力が修得されたかを把握する。)

- ① 入院の目的の理解
- ② 入院中の診察・診断

- ㉓ 入院中の検査・治療
- ㉔ 退院の判断
- ㉕ 説明と同意
- ㉖ その他

#### 4) 評価基準

「2 調査対象」の1)、3)及び4)の基幹型臨床研修病院に対する調査結果については、総合評価として、以下のA、B、B－、Cの4段階で評価するものとする。(別紙4)

- A 指導・管理体制に関する事項及び研修医の基本的診療能力の習得に関する事項の全てにおいて「適切」とされるもの
- B A、B－及びC以外のもの
- B－ 評価項目の全てについて、「適切」又は「概ね適切」と評価され、そのうち過半数が「概ね適切」とされるもの
- C 評価項目の一部について、「不適切」とされるもの

#### 5) 実施体制等

必要に応じて、臨床研修病院の評価に関して知見を有する外部有識者を活用するとともに、全体の企画や進行管理等に配慮しつつ、公平・公正かつ効果的な調査となるよう留意する。

さらに、各地方厚生局とともにスケジュール等を調整のうえ、合同で調査を行うなど、臨床研修病院の負担に配慮のうえ実施する。

「2 調査対象」の1)、3)及び4)の基幹型臨床研修病院に対する調査については、外部の評価機関による調査により代替できることとする。この場合、本調査の目的に鑑み、当該外部評価機関では、指定継続の可否に関わる1)から3)までの調査項目に限り評価し、都道府県に報告することとする。

## 7 調査後の措置

1) 都道府県が実施した調査の結果を踏まえた措置については、次のとおり取り扱うこととする。

### ㉑ 指定基準の判断を行う場合

地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、適切な指導体制が確保され、研修医が基本的な診療能力を修得できると認められる場合(指定継続の判断にあたっては、「6 調査項目、評価基準等」の4)の総合評価がA又はBと評価された場合に限る。)は、指定を継続又は新たに指定する。ただし、指定後や指定継続後も実地調査又は書面調査等を行い、適正を確認することとする。

適切な指導体制が確保されていない又は研修医が基本的な診療能力を修得でき

ないと認められる場合（指定継続の判断にあたっては、「6 調査項目、評価基準等」の4）の総合評価が連続でB－又はCと評価された場合に限る。）は、原則として指定取消の対象とする。

調査の結果、改善等必要な指示を行った場合は、書面等による改善結果等の報告を徴収することとし、その指示及び報告内容については、当該基幹型臨床研修病院を所掌する地方厚生局に通知する。

② ① 以外の場合

実地調査により改善等必要な指示を行った場合、書面等による改善結果等の報告を徴収するとともに、その指示及び報告内容については、当該基幹型臨床研修病院を所掌する地方厚生局に通知する。

2) 厚生労働省が実施した調査の結果を踏まえた措置については、次のとおり取り扱うこととする。

実地調査により改善等必要な指示を行った場合、書面等による改善結果等の提出を求めることとし、その指示及び報告内容については、当該基幹型臨床研修病院を所掌する都道府県に通知する。